

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(免許証の交付)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(臨時適性検査の申出等)</p> <p>第32条 令第37条の7第1号の規定により適性検査を受けたい旨の申出をするときは、臨時適性検査申出書（様式第20号）を公安委員会に提出し、自動車等の運転に必要な適性についての検査を受けなければならない。</p> <p>2 法第102条第3項又は法第107条の4第1項の規定による通知は、臨時適性検査通知書（様式第20号の2）により行う。ただし、令第37条の7第1号により申出をした者に対して申出の期日、場所において直ちに検査を行うときは、口頭で通知するものとする。</p> <p>(認知機能検査員講習の申請等)</p> <p>第37条の8 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査を行う者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、認知機能検査員講習受講申請書（様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)</td><td>[略]</td></tr><tr><td>再試験受験申込書</td><td>運転免許課長</td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	[略]	再試験受験申込書	運転免許課長	<p>(免許証の交付)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>(認知機能検査の申請)</u></p> <p><u>第29条の2 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、検査手数料を添えて、認知機能検査受検申請書（様式第17号の2）を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(臨時適性検査の申出等)</p> <p>第32条 令第37条の7第2項第1号の規定により適性検査を受けたい旨の申出をするときは、臨時適性検査申出書（様式第20号）を公安委員会に提出し、自動車等の運転に必要な適性についての検査を受けなければならない。</p> <p>2 法第102条第6項又は法第107条の4第1項の規定による通知は、臨時適性検査通知書（様式第20号の2）により行う。ただし、令第37条の7第2項第1号により申出をした者に対して申出の期日及び場所において直ちに検査を行うときは、口頭で通知するものとする。</p> <p>(認知機能検査員講習の申請等)</p> <p>第37条の8 認知機能検査を行う者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、認知機能検査員講習受講申請書（様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)</td><td>[略]</td></tr><tr><td>認知機能検査受検申請書 (様式第17号の2)</td><td>運転免許課長</td></tr><tr><td>再試験受験申込書</td><td></td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	[略]	認知機能検査受検申請書 (様式第17号の2)	運転免許課長	再試験受験申込書	
申請書等	経由先																		
[略]																			
運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	[略]																		
再試験受験申込書	運転免許課長																		
申請書等	経由先																		
[略]																			
運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	[略]																		
認知機能検査受検申請書 (様式第17号の2)	運転免許課長																		
再試験受験申込書																			

(施行規則別記様式第17の3)	(施行規則別記様式第17の3)
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第17号の2 (第29条の2関係)

※ 受検場所		※ 通知書番号	第	号
※ 受検年月日	年 月 日			
認知機能検査受検申請書				
年 月 日				
岩手県公安委員会 様				
住 所				
氏 名				
年 月 日生				
道路交通法の規定による認知機能検査を受けたいので申請します。				
現に受けている免許	交付年月日		年	月 日
	有効期間の末日			
	交付公安委員会		公 安 委 員 会	
	免許証番号	第		号
手 数 料				

備考 ※印欄は、記載しないでください。

(A4)

改正前	改正後
様式第20号の2 (第32条関係)	様式第20号の2 (第32条関係)
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第102条第1項</p> <p>道路交通法 の規定に基づき、</p> <p style="text-align: center;">第107条の4第1項前段</p> <p>次のとおり臨時適性検査を行うこととしたので通知します。</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第102条第1項</p> <p style="text-align: center;"><u>第102条第2項</u></p> <p>道路交通法 <u>第102条第3項</u> の規定に基づき、</p> <p style="text-align: center;"><u>第102条第4項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第102条第5項</u></p> <p style="text-align: center;">第107条の4第1項前段</p> <p>次のとおり臨時適性検査を行うこととしたので通知します。</p>

[略]
[略]
[略]

[略]

様式第27号の2（第35条の2関係）

[略]
道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を <u>修了</u> し、処分期間を次のとおり短縮したことを証します。
[略]

[略]

様式第29号の7（第37条の7関係）

[略]						
運転免許取得者教育の課程の区分	1	第1条第1号に掲げる課程				
	2	第1条第2号に掲げる課程				
	3	第1条第3号に掲げる課程				
	4	第1条第4号に掲げる課程				
	5	第1条第5号に掲げる課程				
運転免許取得者教育の課程の名称	四輪車課程	二輪車課程	高齢者課程	地域特性課程	総合課程	

[略]

[略]
[略]
[略]

[略]

様式第27号の2（第35条の2関係）

[略]
道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を <u>終了</u> し、処分期間を次のとおり短縮したことを証します。
[略]

[略]

様式第29号の7（第37条の7関係）

[略]		
運転免許取得者教育の課程の区分	<u>運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第 号に掲げる課程</u>	
運転免許取得者教育の課程の名称	<u>課程</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。